

公安委員会定例会議の開催概要

第1 日時

平成30年8月22日午後1時00分～午後6時40分までの間

第2 全体会議

1 審議事項

(1) 「大阪府附属機関条例」の一部改正について（案）

「大阪府安全なまちづくり条例」への特殊詐欺対策に関する条項の追加等、特殊詐欺の被害防止対策に関する重要事項を調査審議する、「大阪府特殊詐欺対策審議会」を新設するため、大阪府附属機関条例の一部改正案を9月定例府議会に上程したい旨の説明があり、審議の結果、その内容を了承した。

2 報告事項

(1) 富田林警察署における被留置者逃走事案の発生について

8月12日に発生した富田林警察署の被留置者逃走事案の概要について報告があった。

【委員発言】

- 被留置者に逃走されるなどあってはならない事態であり、誠に遺憾である。
- 様々な要因があったとはいえ、非常に大きな反省点を生んだ事案である。
- 第一線の現場では、様々な事象が発生するものであり、常に緊張感を保持しておかなければならない。
- 問題点の検討のほか、再発防止に全力を挙げることは当然であるが、現時点においては府民生活の平穩に資するためにも、総力を挙げて被疑者の早期検挙に努めていただきたい。

(2) 大阪府証紙廃止に伴う関係規程の改正等について

本年10月1日（月）に大阪府証紙徴収条例を廃止する条例が施行されることに伴い、手数料の現金徴収を開始することから、関係規程の改正等及び警察署会計課員を対象とした担当者講習を開催する旨の報告があった。

(3) 第二方面機動警ら隊庁舎の完成について

淀川警察署庁舎の狭隘化により、平成28年12月から、淀川警察署敷地内において建設工事を行っていた「第二方面機動警ら隊庁舎」が本年9月5日に完成し、本年9月17日より運用を開始する予定である旨の報告があった。

(4) 廃棄物処理法違反事件の検挙について

生活環境課、豊能警察署、池田警察署及び箕面警察署が、8月10日、標記の事件で被疑法人3社及び被疑者10人を大阪地方検察庁に送致した旨の報告があった。

(5) 殺人未遂事等事件の検挙について

捜査第一課が、吹田警察署と合同で、標記の事件につき、8月19日に被疑者を逮捕した旨の報告があった。

【委員発言】

- この種事案は早期に被疑者を検挙することが地域住民の安心感の醸成に繋がる。今後も迅速適正な捜査を尽くし、早期検挙に努めていただきたい。

(6) 「平成30年秋の全国交通安全運動」の取組について

「平成30年秋の全国交通安全運動」については、9月21日から同月30日までの間、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」、「夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止」、「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」及び「飲酒運転の根絶」を全国の重点として、また、「二輪車の交通事故防止」を大阪の重点として実施する旨の報告があった。

【委員発言】

○ 運動期間中の取組みによって、これまで以上に府民の交通ルール、マナーの向上と交通事故防止への意識が高まるよう、効果的な取組をお願いしたい。

第3 個別会議

1 決裁事項

(1) 人事案件について

地方警務官の人事案件について報告があり、その内容に同意した。

(2) 運転免許取消対象事案について

運転免許取消対象事案について、審議の結果、100件の行政処分を決定した。

(3) 人事案件について

秋の定期異動構想について報告があり、その内容を了承した。

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反に係る代行聴聞結果について

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）に基づく行政処分1件（構造・設備維持義務違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間20日）を決定した。

イ 風営法に基づく行政処分1件（客引き禁止違反）について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間3月）を決定した。

ウ 風営法に基づく行政処分1件（条例の遵守事項違反（卑わい行為））について、審議の結果、風俗営業及び飲食店営業の停止（停止期間2月）を決定した。

(5) 不服申立てに対する裁決について

ア 一般運転者に係る運転免許証交付処分に対する審査請求事案

一般運転者に係る運転免許証交付処分の取消しを求めた審査請求事案2件について、審議の結果、当該各処分は道路交通法の基準に従い適正に行ったものであることから、いずれも棄却とした。

イ 違反告知に対する審査請求事案

道路交通法第126条に規定する反則行為をした者に対する告知についての審査請求事案1件について、審議の結果、行政不服審査法に規定する処分に該当せず不適法であることから却下とした。

ウ 申請による運転免許取消処分に対する審査請求事案

申請による運転免許取消処分の取消しを求めた審査請求事案1件について、審議の結果、申請に係る処分について申請どおりの処分をする場合に当たり、同処分は不服申立てをすることができる処分には当たらず不適法であることから却下とした。

- (6) 少年指導委員の委嘱について
少年指導委員の欠員を補充する必要がある旨の報告があり、審議の結果、候補者名簿の中から3人を委嘱することとして決定した。
- (7) 交通規制の実施について
8月中に実施される車両通行止め、一方通行等66か所の交通規制について上申があり、可として決裁した。
- (8) 「大阪府附属機関条例」の一部改正について
大阪府特殊詐欺対策審議会の新設に伴う、大阪府附属機関条例の一部改正について、可として決裁した。
- (9) 弁護士法に基づく照会書の回答について
弁護士法に基づく照会1件について、審議の結果、回答文を決定した。
- (10) 苦情及び意見要望の受理等について
 - ア 苦情1件について調査結果の報告があり、審議の結果、回答文を決定した。
 - イ 苦情1件について受理報告があり、審議の結果、事実調査を指示した。
 - ウ 意見要望90件について受理報告があり、審議の結果、それぞれ処理方針を決定した。

2 報告事項

- (1) 監察案件について
監察案件について報告があった。
- (2) 平成30年度第1四半期会計事務定期監査及び随時監査の実施結果について
大阪府警察会計事務監査規程に基づき、平成30年度第1四半期に定期監査を本部11所属及び警察署7署、随時監査を警察署3署に対して実施した結果の報告があった。
- (3) 監督対象行為の確定について
取調べ監督対象行為事案の確定について報告があった。
- (4) 平成30年7月豪雨に伴う警察事務手数料免除等の実施について
平成30年7月豪雨の被災者支援を目的に、大阪府警察事務手数料条例による手数料の免除及び還付を実施する旨の報告があった。
- (5) 御堂筋の道路空間再編に向けた社会実験実施について
10月9日から10月22日までの間、大阪市が実施主体となり御堂筋の道路空間再編に向けた社会実験が実施される旨の報告があった。
- (6) 7月中の警察宛て苦情の受理及び処理結果について
7月中の警察宛ての苦情申出状況及び反省・教訓の認められた事案の概要について報告があった。
- (7) 刑事部主管に係る7月中の専決事務処理状況について
7月中における刑事部主管に係る専決事務の処理状況について報告があった。
- (8) 大阪府暴力団排除条例違反行為者に対する公表の実施について
大阪府暴力団排除条例第23条第1項の規定により、8月24日、勧告に従わなかった者の氏名、住所及び原因となる事実を公表する旨の報告があった。
- (9) 警察職員等の援助要求について
警察法第60条第1項の規定に基づく警察職員等の援助要求1件に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(10) 集団示威運動等に係る専決事務処理状況について

7月30日から8月12日までの間に受理した集団示威運動等の許可申請に係る専決事務の処理状況について報告があった。

(11) 民事訴訟事件の終結について

大阪地方裁判所に提訴されていた民事訴訟事件の判決について報告があった。

以 上